

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南知多町は愛知県知多半島の先端に位置し、沖合に浮かぶ篠島、日間賀島等の島々からなっています。西は伊勢湾、東は三河湾に面した町です。古くから沿岸漁業を中心に県内有数の漁獲物の水揚量を誇り、この魚介類を使った水産加工も発展してきました。また、農業においては大規模な農地造成が進められ、水稻を始めキャベツやトウモロコシなどが栽培されているほか、観葉植物などの施設園芸も行われています。これらの農漁業を中心とした産業構造に加え、離島を有し三河湾国定公園、南知多県立自然公園に指定されるなど恵まれた景観を生かした観光に関する産業も栄えています。

しかし、この地域の人口は昭和 25 年をピークに減少を続けており人口減少とともに少子高齢化（平成 27 年国勢調査人口 18,707 人、高齢化率 34.4%）が進み、地域の活力が減退しています。また、中小企業が大多数を占める本町においては、担い手、後継者不足などにより事業所数が減少傾向にあります。

地域経済の活力の減退を食い止めるためにも、中小企業の生産性を抜本的に向上させることが必要となっています。

【参考データ】

1) 総人口数

単位：人

	計	男	女
平成 17 年	21,909	10,627	11,282
27 年	18,707	9,067	9,640
増減	▲3,202	▲1,560	▲1,642

資料：国勢調査

2) 産業別就業者数

単位：人

	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	計
平成 17 年	2,460	2,899	6,343	11,702
27 年	1,850	2,379	5,450	9,679
増減	▲610	▲520	▲893	▲2,023

資料：国勢調査

3) 事業所数及び従業者数（民営）

単位：事業所、人

産業大分類	平成 21 年		平成 26 年		増減	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農林漁業	16	161	16	187	-	26
鉱業、採石業、 砂利採取業	1	2	-	-	▲1	▲2
建設業	114	444	104	381	▲10	▲63
製造業	168	1,654	165	1,729	▲3	75
電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	4	10	3	6	▲1	▲4
運輸業、郵便業	43	405	41	348	▲2	▲57
卸売業、小売業	413	1,837	339	1,449	▲74	▲388
金融業、保険業	18	62	15	85	▲3	23
不動産業、 物品賃貸業	23	123	23	61	-	▲62
宿泊業、 飲食サービス業	317	2,504	287	2,231	▲30	▲273
医療、福祉	53	814	48	906	▲5	92
教育、学習支援業	19	25	19	38	-	13
複合サービス事業	20	239	19	159	▲1	▲80
学術研究、専門・ 技術サービス業	18	53	19	52	1	▲1
生活関連サービス業、 娯楽業	116	380	100	254	▲16	▲126
サービス業	97	387	98	362	1	▲25
総数	1,440	9,100	1,296	8,248	▲144	▲852

資料：経済センサス基礎調査

(2) 目標

本町では生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、低迷している地域経済が発展することを目指します。そのため、本計画の目標は下記のとおりとします。

(件)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
先端設備等導入計画認定件数	10	10	10

(百万円)

	現状値	目標値
	平成 26 年 (経済センサス)	平成 32 年度
町内商店の年間商品販売額	17,707	24,900
町内工業事業所の製造品出荷額	20,026	25,900

※数値目標は南知多町総合計画等によるものとします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者は、先端設備等の導入によって労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が、年率 3%以上向上することを目標とします。

【労働生産性とは】

営業利益、人件費及び減価償却費の合計を労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)で除したもの

2 先端設備等の種類

本町は、第 1 次産業の農林水産業、第 2 次産業では水産加工を始めとする製造業、第 3 次産業においては卸売小売業や観光に関する産業が行われるなど、多岐にわたって産業が行われています。このように多様な産業の業種が本町の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多岐の産業の様々な設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に規定する先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町は、離島や半島側の沿岸部だけではなく内陸部においても産業が分布しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とします。

(2) 対象業種・事業

本町では、漁業、農業のほか景観を生かした観光に関する産業や、漁業と関連した水産加工を始めとする製造業や卸売小売業が行われるなど、様々な産業が町の経済や雇用を支えているため、対象とする業種は全業種とします。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

ただし、本計画では新たな雇用の場の創出、新規事業の展開、販路の新規開拓など地域産業の活性化を図ることを目的としているため、町内に従業員を配置する工場や事務所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限ります。

なお、中小企業・小規模事業者等の設備投資を促進する観点から、認定をうけられる中小企業者の規模は、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定するものと同じとします。

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から、3年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

対象事業者であっても下記に該当する場合は、先端設備等導入計画の認定対象外と

します。

■人員削減を目的としたものである場合

■公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる場合